

七戸町建設業者等指名停止要領運用基準

七戸町建設業者等指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）の運用については、この基準によるものとする。

第1 指名停止の期間の運用

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 町の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
(過失による粗雑工事) 2 町と契約した請負契約に係る工事(以下「町発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6箇月 3箇月 2箇月 1箇月
3 町内における工事で町発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかった場合 (3) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合 (4) 監督・検査業務の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	4箇月 1箇月 1箇月 1箇月 2箇月 1箇月 2週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 町発注の工事に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	6箇月 4箇月 2箇月 1箇月 2箇月 1箇月

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合	4箇月 2箇月 1箇月 2週間
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合	2箇月 1箇月 2週間
(贈賄) 9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格建設業者である個人又は有資格建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格建設業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格建設業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	12箇月 9箇月 6箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	9箇月 6箇月 3箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9箇月 3箇月
(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 県内における独占禁止法違反 ア 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者等(有資格建設業者である法人の代表者、有資格建設業者である個人又は有資格建設業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)が逮捕された場合 イ 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合	9箇月 5箇月

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
	(2) 県外における独占禁止法違反 ア 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者が逮捕された場合 イ 公正取引委員会による排除命令又は課徴金納付命令がなされた場合	7箇月 4箇月
13 町発注工事に、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合又は代表者等が逮捕された場合であって、当該工事に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける者が含まれる場合 ア 代表役員等の逮捕 イ 一般役員等の逮捕 ウ 使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者等が逮捕された場合（(1)に掲げる場合を除く。） (3) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合	24箇月 18箇月 15箇月 12箇月 6箇月
（競売入札妨害又は談合） 14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	(1) 県内における競売入札妨害又は談合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) 県外における競売入札妨害又は談合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等	12箇月 7箇月 6箇月 9箇月 5箇月 4箇月
15 町発注工事に、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	(1) 当該工事に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものが含まれる場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 (2) (1)以外の場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等	24箇月 18箇月 15箇月 12箇月 9箇月 6箇月
（建設業法違反等） 16 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	(1) 県内における建設業法違反 ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ 監督処分（営業停止）がなされた場合 ウ 監督処分（指示処分）がなされた場合 (2) 県外における建設業法違反 ア 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等の逮捕等 イ 監督処分（営業停止）がなされた場合	9箇月 3箇月 2箇月 1箇月 6箇月 2箇月 1箇月

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
17 町発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等 (2) 監督処分(営業停止)がなされた場合 (3) 監督処分(指示処分)がなされた場合	9箇月 4箇月 3箇月 2箇月
(不正又は不誠実な行為) 18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 町発注工事における不正又は不誠実な行為 ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 (2) 県内における不正又は不誠実な行為(町発注工事における場合を除く。) ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等 イ その他法令違反があった場合 (3) 県外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等	9箇月 4箇月 2箇月 1箇月 6箇月 3箇月 1箇月 6箇月 2箇月
19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	(1) 県内におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 (2) 県外におけるもの ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合	9箇月 3箇月 6箇月 1箇月

注 「負傷者」とは、30日以上の治療を要する負傷者をいう。

第2 下請負人に対する指名停止の運用

下請工事に関して指名停止事由が発生した場合、指名停止要領上の責任は、第一義的には元請負人が負うものであること。この場合において、指名停止要領第4条の規定により下請負人について指名停止を行うときの指名停止期間は、原則として元請負人の期間と同じ期間とする。

第3 建設共同企業体に対する指名停止の運用

- (1) 指名停止要領第5条第1項の規定により建設共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該建設共同企業体の指名停止期間に構成員の出資割合を乗じて得た期間とする。
- (2) 指名停止要領第5条第2項の規定により建設共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該建設共同企業体に対して指名停止を行うこととした期間にそれぞれ構成員の出資割合を乗じて得た期間とする。
- (3) 指名停止要領第5条第3項の規定により建設共同企業体について指名停止を行う場合の指名停止期

間は、構成員の指名停止期間に当該構成員の出資割合を乗じて得た期間を合計した期間とする。

第4 工事故に係る指名停止等の運用

- (1) 町発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、次のア又はイの場合とする。
 - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白である場合
 - イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、当該工事現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。
- (3) 町発注工事における工事について、(1)に該当しない場合であって、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第15条の規定による措置を行うものとする。
 - ア 請負人が労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けた場合
 - イ 重傷者又は死亡者を生じさせ、かつ、請負人が労働基準監督署から指導票の交付を受けた場合
 - ウ 死傷者を生じさせた場合又は町民生活に損害を与えた場合であって、社会的影響が大きいと判断されるとき

第5 独占禁止法違反等に係る指名停止の運用

- (1) 指名停止要領第10条第2項については、第1の表第13号(1)又は第15号(1)のいずれかに該当した場合にのみ適用できるものとする。
- (2) 第1の表第12号又は第13号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が指名停止要領別表第12号又は第13号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止要領第8条第1項の規定を適用するものとする。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から実施する。